第三十七条の十四第一項中「この項、第四項及び第五項並びに」を「この条及び」に改め、同条第四項中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同条第五項第一号中「、又は」を「、若しくは」に、「又は雑所得」を「若しくは雑所得」に改め、「受ける旨」の下に「（以下この号において「口座設定に関する事項」という。）」を加え、「いう。）に」を「いう。）で」に、「勘定廃止通知書又は」を「勘定廃止通知書若しくは」に、「添付して、これ」を「添付したもの又は口座設定に関する事項、勘定設定期間（第六号に規定する勘定設定期間をいう。第三号及び第五号において同じ。）その他の財務省令で定める事項を記載した届出書（以下この条において「非課税口座簡易開設届出書」という。）」に改め、「当該非課税口座開設届出書」の下に「又は非課税口座簡易開設届出書」を加え、同項第二号中「口座から」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同項第三号イ中「居住者又は」を「、居住者若しくは」に、「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又はこれらの者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書」に改め、「第六号に規定する勘定設定期間をいう。ロ及び第五号において同じ。）」を削り、同号ロ中「非課税適用確認書」の下に「の提出又は非課税口座簡易開設届出書の提出」を加え、「された場合におけるこれらの提出がされた」に、「その提出」を「これらの提出」に、「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項第四号中「口座から」の下に「、政令で定めるところにより」を加え、同項第五号イ中「居住者又は」を「、居住者若しくは」に、「又は非課税口座廃止通知書」を「若しくは非課税口座廃止通知書又はこれらの者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書」に改め、同号ロ中「非課税適用確認書」の下に「の提出又は非課税口座簡易開設届出書の提出」を加え、「提出された場合における当該提出がされた」を「された場合におけるこれらの提出がされた」に、「その提出」を「これらの提出」に、「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項第七号中「第十四項」を「第十八項」に、「第十六項」を「第二十項」に改め、同項第八号中「第十七項」を「第二十一項」に、「第十九項」を「第二十三項」に改め、同条第六項第一号中「第九項」の下に「及び第十一項」を加え、同条第九項中「及び次項」を「、次項及び第十二項」に改め、「平成十四年法律第百五十一号）」を削り、同条第十項中「同じ。）」の下に「の提供及び次項の規定による同項に規定する届出事項」を加え、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、「対して申請事項」の下に「及び次項に規定する届出事項」を加え、同項第二号中「対して申請事項」の下に「又は次項に規定する届出事項」を加え、同条第三十二項中「第二十九項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十一項中「第二十八項及び第二十九項」を「第三十二項及び第三十三項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十項中「第二十八項」を「第三十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十九項中「第二十六項」を「第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第二十七項を同条第三十一項とし、同条第二十六項を同条第三十項とし、同条第二十五項中「第十一項」を「第十三項」に、「第十項まで」を「第十二項まで」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十四項中「第十三項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十三項中「第十三項、第十六項、第十九項、第二十一項」を「第十一項、第十七項、第二十項、第二十三項、第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十二項中「第十六項又は第十九項」を「第二十項又は第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十一項を同条第二十五項とし、同条第二十項を同条第二十四項とし、同条第十九項中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十八項を同条第二十二項とし、同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項を同条第二十項とし、同条第十五項第二号ただし書中「第二十項」を「第二十四項」に、「第二十二項第一号」を「第二十六項第一号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項を同条第十八項とし、同条第十三項を同条第十七項とし、同条第十二項中「非課税口座簡易開設届出書」の下に「（非課税口座簡易開設届出書を含む。）」を加え、「をした」を「又は非課税口座簡易開設届出書の提出をした」に、「を受けた」を「又は非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の二項を加える。

15　既に第六項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し第五項第六号イ⑵又はロに掲げる勘定設定期間に非課税管理勘定又は累積投資勘定を設けるための非課税適用確認書に係る第六項第二号に定める申請書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者及び第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長に対し非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該申請書の提出又は当該非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長及び当該金融商品取引業者等の営業所の長以外の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、非課税口座簡易開設届出書の提出をすることができない。

16　その非課税口座簡易開設届出書が第十四項の規定により受理することができないもの又は前項の規定により提出をすることができないものに該当する場合には、当該非課税口座簡易開設届出書の提出により設定された上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座は、当該口座の設定の時から非課税口座に該当しないものとして、第五項第一号の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

第三十七条の十四第十一項中「の提出」を「又は非課税口座簡易開設届出書の提出」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11　非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた第五項第一号の金融商品取引業者等の営業所の長は、その提出を受けた後速やかに、当該非課税口座簡易開設届出書に記載された事項その他の財務省令で定める事項（番号既告知者から提出を受けた非課税口座簡易開設届出書にあつては、当該事項及びその者の個人番号。以下この項及び次項において「届出事項」という。）を、特定電子情報処理組織を使用する方法により当該金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署長（次項において「所轄税務署長」という。）に提供しなければならない。この場合において、当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該非課税口座簡易開設届出書につき帳簿を備え、当該非課税口座簡易開設届出書の提出をした者の各人別に、届出事項を記載し、又は記録しなければならない。

12　前項の届出事項の提供を受けた所轄税務署長は、当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出をした居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下この項において「提出者」という。）についての当該届出事項の提供を受けた時前における当該所轄税務署長又は他の税務署長に対する前項の規定による届出事項の提供及び第九項の規定による申請事項（当該非課税口座簡易開設届出書に記載された第五項第六号イ⑵又はロに掲げる勘定設定期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）の提供の有無の確認をするものとし、当該確認をした当該所轄税務署長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を、当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の長に、電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機と当該金融商品取引業者等の営業所の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提供しなければならない。この場合において、第二号に定める事項の提供を受けた当該金融商品取引業者等の営業所の長は、当該提出者に対し、同号に定める該当する旨及びその理由を通知しなければならない。

一　当該届出事項の提供を受けた時前に当該所轄税務署長及び他の税務署長に対して届出事項及び申請事項の提供がない場合　当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書が第十四項の規定により受理することができないもの及び第十五項の規定により提出をすることができないものに該当しない旨その他財務省令で定める事項

二　当該届出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署長又は他の税務署長に対して届出事項又は申請事項の提供がある場合　当該届出事項に係る非課税口座簡易開設届出書が第十四項の規定により受理することができないもの又は第十五項の規定により提出をすることができないものに該当する旨及びその理由その他財務省令で定める事項